

・・・お知らせ・・・

解体工事をする発注者・請負業者の方へ



～建築物の解体工事を行う場合、近隣への事前の周知をお願いします！～

建築物の解体工事に伴う騒音・振動、粉じんなどによるトラブルを未然に防止するため、「[枚方市建築物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱](#)」を制定しました。対象となる解体工事を行う場合には、標識の設置と、資料の配布や説明会の開催などによる周辺の住民への事前の周知をお願いします。

□ 要綱のあらまし

対象となる解体工事	建築物の解体工事で、 ①解体床面積の合計が80㎡以上のもの または ②特定建設作業実施の届出を伴うもの	
標識の設置	設置時期	解体工事着手前のできるだけ早い時期から
	設置場所	建築物の敷地内で公衆の見やすい位置
事前周知の措置	周知の時期	解体工事着手前のできるだけ早い時期に
	周知の対象	解体建築物の敷地に隣接する土地に居住する者 または事業を営む者 ^{※1}
	周知事項	(1) 工事期間・1日の作業時間 (2) 作業の方法 (3) 騒音・振動、粉じんの防止方法 (4) 工事関係車両の出入口・通行経路 (5) 周辺への安全対策 (6) 石綿含有建築材料(アスベスト製品)の有無 ^{※2} (7) その他
	周知の方法	次のいずれかの方法で周知を行ってください。 (1) 説明資料の配布 (2) 戸別訪問による説明 (3) 説明会の開催
事前周知の措置等の報告	解体工事着手前にすみやかに	

※1 解体床面積の合計が500㎡以上の場合、事前周知の措置の実施対象が異なります。

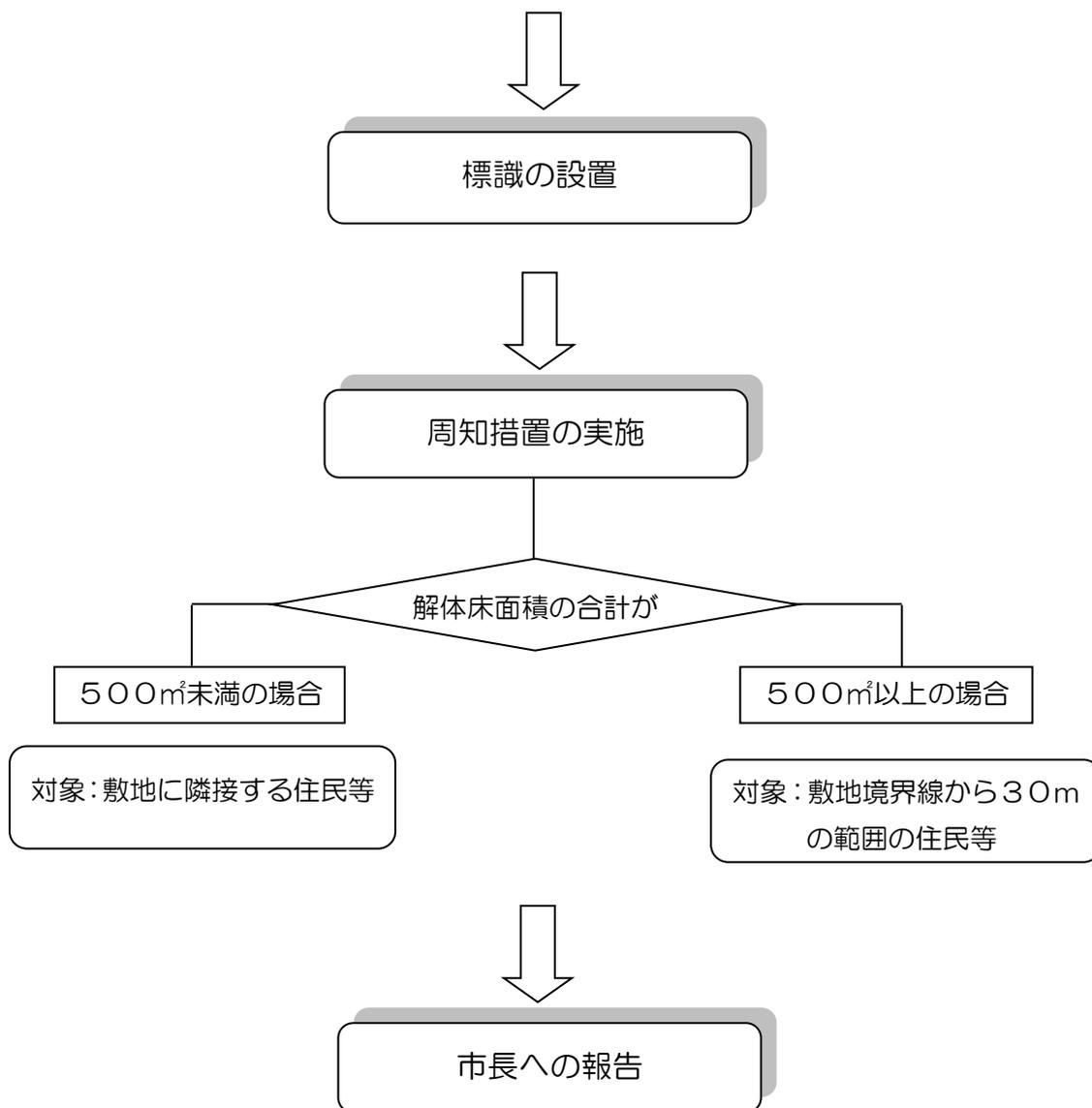
※2 石綿含有建築材料が使用されている場合は、その除去工事に関する事項を含みます。

(解体床面積の合計が500㎡以上の場合の実施対象)

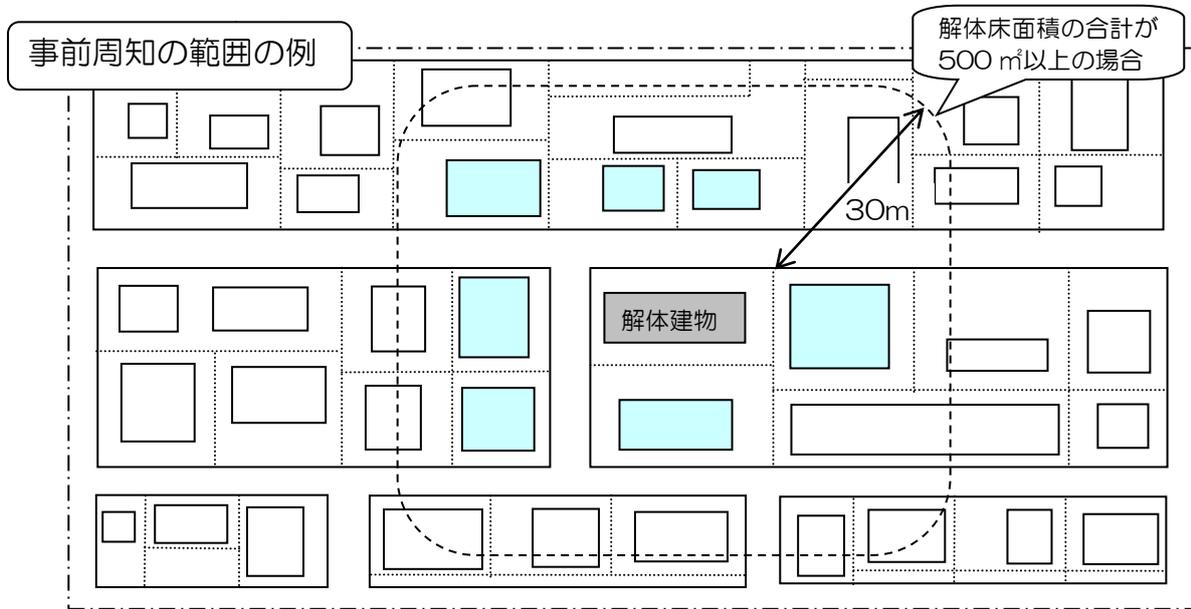
事前周知の措置	実施対象	解体建築物の敷地境界線から30mの範囲に居住する者または事業を営む者
---------	------	------------------------------------

□ 発注者等に求める手続き

解体床面積の合計が80㎡以上、または特定建設作業の届出を伴う建築物の解体



- 標識の設置・・・工事着手前のできるだけ早い時期から完了までの間
- 周知措置の実施・・・説明資料の配布、戸別訪問、説明会の開催のいずれか
(工事着手前のできるだけ早い時期)
- 市長への報告・・・書面による市長への報告
(標識設置及び周知措置の実施後、工事着手前のできるだけ早い時期)



■標識の例

(要綱第4条関係)

解体工事のお知らせ	
この建築物を下記のとおり、解体します。	
記	
解体工事の名称	
解体工事の発注者	住所:
	氏名:
解体工事の請負者	住所:
	氏名:
	連絡先: ()
解体工事の予定期間	平成 年 月 日から
	平成 年 月 日まで
備考	
この標識は、枚方市建築物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱第4条の規定により設置したものです。	

■周知措置等報告書の例

(要綱第5条関係)

事前周知等の措置報告書		
(あて先) 枚方市長	年 月 日	
報告者 氏名	住所	
	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
枚方市建築物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱第3条の規定による事前周知の措置及び第4条の規定による標識の設置について、次のとおり報告します。		
解体工事の名称		
解体工事の場所	枚方市	
解体工事の発注者の住所及び氏名並びに連絡先	電話番号	
解体工事の請負者の住所及び氏名並びに連絡先	電話番号	
解体建築物の概要	構造 階数 地上 階 延床面積 m ² 地下 階	
工事予定期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで ()日間	
標識の設置日	平成 年 月 日 標識設置場所	
事前周知の措置	周知の方法 (備考) 1 説明資料の配布 2 戸別訪問による説明 3 説明会の開催	
	周知の範囲	□隣接地 □敷地境界線から 30mの範囲
	周知実施日	平成 年 月 日～平成 年 月 日

□ 他の制度に関する窓口

- ・ 特定建設作業の届出
- ・ 吹付け石綿除去工事に関する届出
- ・ 建設リサイクル法による届出

環境部 環境指導課

□ 問い合わせ先

枚方市 環境部 環境指導課

〒573-1162 枚方市田口 5-1-1 穂谷川清掃工場管理棟 1 階

電話 072 (841) 1221

FAX 072 (849) 1206

☆標識や報告書の様式は、環境指導課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/>